2010 年 2 月 18 日 東北大学大学院法学研究科 猪瀬 貴道

# 投資条約仲裁手続における重国籍者

#### 1. はじめに

### 1.1. 問題の所在

投資条約に基づく投資紛争処理手続である投資条約仲裁を利用できるのは、どのような投資家か(投資条約仲裁手続の人的管轄権の範囲)

とくに、投資家が重国籍者である場合にどのような扱いを受けるか

### 1.2 本報告における定義

投資条約 外国投資の待遇基準と投資紛争解決規定を含む条約の(BIT、FTA、エネル

ギー憲章条約など) (※本報告では ICSID 条約は投資条約には含めない)

投資紛争 投資家と投資受入国との間の投資に関する紛争

ICSID 条約 1965 年にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解

決に関する条約

ICSID 手続 ICSID 条約に基づく仲裁および調停手続

ICSID 仲裁手続 ICSID 条約に基づく仲裁手続

投資条約仲裁手続 投資条約を付託根拠とする仲裁手続(※投資家と投資受入国間の合意(国家契約)

の規定や個別の付託合意による仲裁手続を除く) ICSID 仲裁手続、ICSID-AF 仲裁手続、UNCITRAL 仲裁手続、ICC 仲裁手続、SCC 仲裁手続などが利用される

# 1.3. 投資条約仲裁手続の特徴

投資条約締約国の付託意思(付託合意への同意)が予め規定(条約の明文規定、慣行) その結果、投資家による一方的付託によって、「付託合意」が成立 管轄権の範囲は、投資条約の関連規定の解釈問題(ICSID 手続が使われる場合は、ICSID 条約)

# 2. 投資条約仲裁手続の人的管轄権と重国籍者

投資条約仲裁手続は、投資家による一方的付託によって手続が開始→管轄権の争い

- 人的管轄権
- 事項的管轄権
- 時間的管轄権

本報告では人的管轄権のうち、自然人投資家の場合について検討(とくに重国籍者)

二国間投資条約 (BIT) …2008 年末段階で 2,676 の条約 (UNCTAD)

各国がBIT締結交渉で用いるモデル条約(オーストリア、ベニン、ブルンジ、チリ、中国、コスタリカ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、インド、マレーシア、モンゴル、オランダ、ペルー、米国)および日本の締結したBIT・EPA、複数国間の条約としてNAFTA、多数国間条約としてエネルギー憲章条約(ECT)を中心に検討

# 2.1. 投資条約の関連規定

# 適用範囲規定

時間的適用範囲について定める場合が多い

モデルBIT (チリ、フランス、ギリシャ、インド、モーリシャス、モンゴル、スイス、タイ、米国 (2004年))

日本=ペルーBIT第2条

○アルゼンチンの一部のBIT (後述)

## 投資紛争解決規定

事項管轄権とは違い、ほぼ以下の二通り

A. 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間型

(一方の締約国の投資家と他方の締約国との間型)

オーストリア、ベニン、ブルンジ、チリ、中国、クロアチア、デンマーク、フィンランド、ドイツ (2001年)、ギリシャ、インド、マレーシア、モーリシャス、モンゴル、ペルー、南アフリカ、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ

日本=カンボジア、日本=韓国、日本=ペルー、日本=ウズベキスタン、日本=ロシア、日本=ラオス、日本=ブルネイEPA、日本=チリEPA、日本=インドネシアEPA、日本=シンガポールEPA

エネルギー憲章条約、NAFTA

B. 一方の締約国と他方の締約国の国民または会社との間型 (一方の締約国の国民または会社と他方の締約国との間型) フランス、ドイツ (1994 年、1991 年)、オランダ、英国、米国 (1994 年、1998 年)

日本=スリランカ、日本=中国、

(C. 原告 (claimant)·被告 (respondent) 型 米国 (2004年))

## 定義規定

自然人投資家に関する管轄権で問題となるのは「締約国の投資家」、「締約国の国民」

・「締約国の投資家」

投資要件有無

「締約国の国民」と同様の定義規定/「市民」「永住権」など他の基準

・「締約国の国民」

締約国の国民であるか否かの判断基準は「国籍」

国籍の付与は、原則として国家の裁量事項(チュニス・モロッコ国籍法事件、国籍法の抵触についてのある種の問題に関する条約第一条)

締約国の国籍を有する自然人/締約国の国民

フランス、クロアチア (投資家の定義)、オランダ

日本=ロシア、日本=スリランカ (日本側)

日本=チリEPA

締約国の国内法に従って国籍を有する自然人/国民とされるもの

オーストリア、ベニン、チリ、中国、フィンランド、ドイツ(2001 年、1994 年、1991 年)、ギリシャ、インド、インドネシア、モーリシャス、モンゴル、南アフリカ、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、英国、米国(1994 年、1998 年、2004 年※)

日本=カンボジア、日本=韓国、日本=ペルー、日本=ウズベキスタン、日本=ベトナム、日本=スリランカ(スリランカ側)、日本=ラオス、日本=ブルネイEPA、日本=インドネシアEPA、日本=シンガポールEPA(日本側・居住を問わず)、日本=タイEPA

猪瀬

(国民・国籍以外の用語) 締約国の国内法に従って「市民」 ブルンジ、ペルー

締約国の国内法に従って、「市民」「永住者 permanent residents」 マレーシア NAFTA(+附属書)

締約国の国内法に従って、「市民」「国民」「永住者 permanent residents」 デンマーク エネルギー憲章条約

締約国の国内法に従って、「国民」「永住権」 日本=シンガポールEPA(居住を問わず)

## 2.2. 国籍の抵触に関する対応

重国籍者に特別の規定

米国(2004年)排他的に支配的・実効的国籍の国民とする

他方の締約国との重国籍者(市民権保有者)・永住者を明確に排除(イスラエル=ブルガリア、エストニア、エチオピア、ハンガリー、スロバキア、クロアチア、韓国、ルーマニア、タイ、トルコ)

国籍国への居住を要件(イスラエル=ドイツ(イスラエル側)、デンマーク=キューバ(キューバ側)、デンマーク=インドネシア

投資受入国側の締約国に二年以上居住している場合、外国からの投資であると証明されない限り条約は適用されない(アルゼンチン=オーストラリア、エルサルバドル、グァテマラ、ニュージーランド、タイ、ベネズエラ、オーストリア(※定義規定))

多くの場合、国籍の抵触に関して規定がない

- 一般国際法のルールが適用されるのか?
  - ・ 国籍法の抵触についてのある種の問題に関する条約
  - 外交的保護条文
  - ・ 他国による承認との関係(対抗力)については、問題となる個人と国籍国とされる国との間 に、「真正な連関(genuine link)」(ノッテボーム事件)

# ICSID 条約第 25 条 (2) (a)

「ただし、そのいずれかの日 [付託同意日または請求登録日] に紛争当事者である締約国の国籍をも有していた者は、含まれない」

#### 起草過程

準備草案「他の締約国の国民は、紛争当事者である締約国の国籍を同時に有することができる [may possess]」←批判:国家が自国民に関する紛争を国際的管轄の下におくことを期待することは非現実的

Schreuer コメンタリー

絶対的なもの=紛争当事者である締約国(投資受入国)が同意したとしても排除されない ICSID 手続の管轄への合意の前に投資受入国の国籍を放棄(Siag v. Egypt)

# 3.1. 投資条約仲裁手続における重国籍者の事例

国籍付与は国家裁量事項⇔国際仲裁手続・国際司法手続において、国籍に関する抗弁がなされた場合、当該手続における国際裁判所はその問題を判断する権限(Hussein Nauman Soufraki v. United Arab Emirates, par. 55.)

## 3.1. 紛争当事者である投資条約締約国(投資受入国)との重国籍の場合

# Champion Trading Company and others v. Arab Republic of Egypt (ICSID Case No. ARB/02/9)

付託根拠:米国=エジプトBIT

原告: 米国とエジプトの重国籍(米国居住)

管轄権 : ×

- ・ real and effective 国籍(ノッテボーム事件・A/18 事件(イラン=米国請求権裁判所))の適用 否定
- ・ ICSID 条約第 25 条 (2) (a) をウィーン条約法条約に従って解釈

# Marvin Roy Feldman Karpa v. United Mexican States (ICSID Case No. ARB(AF)/99/1)

付託根拠: NAFTA

原告:米国の市民権(メキシコ永住権)

管轄権 :○

- ・ 市民権 citizenship>住所 residence とくに国際司法手続・国際仲裁手続その他の外交的保護
- ・ NAFTA 第 1139 条の解釈においては永住者 permanent resident は永住国の国民と同等
- ・ ただし、永住者が永住国以外の NAFTA 締約国に投資する場合
- ・ メキシコ永住権に関わらず、米国市民権による NAFTA 第 11 章下の権利は認められる

# Waguih Elie George Siag and Clorinda Vecchi v. Arab Republic of Egypt (ICSID Case No. ARB/05/15)

付託根拠: イタリア=エジプトBIT 原告: イタリアとエジプトの重国籍

管轄権 :○

- ・ エジプト法と必要に応じて国際法を適用して国籍を決定
- ・ 原告とエジプトの連関 link に争いはない
- ・ 国籍法エジプト法 10 条により、エジプト国籍を離脱=重国籍ではない
- 原告とイタリアの間に必要な連関あり(×dominant or effective)

## Micula and others v. Romania (ICSID Case No. ARB/05/20)

付託根拠:ルーマニア=スウェーデンBIT

原告:スウェーデン国籍(ルーマニアから帰化、一時的にルーマニア居住)

管轄権 :○

- ・ BIT第1条(2)(a) →スウェーデン法により国籍決定
- ・ 原告のスウェーデン国籍取得 (帰化) とルーマニア国籍離脱を争うほどの証拠なし (cf. Soufraki case)
- ・ ルーマニアに対する「対抗力」の問題= (genuin and effective link→単一国籍+居住の場合無 関係)
- ・ ルーマニアは原告のルーマニア国籍離脱の時点でスウェーデン国籍に同意

## Pey Casado and Presidente Allende Foundation v Chile (ICSID Case No. ARB/98/2)

付託根拠:スペイン=チリBIT

原告:スペイン国籍(チリ国籍離脱)

管轄権 :○

- 原告はチリ国籍離脱のために種々の手続を行い、チリ当局も認めている
- 少なくとも ICSID 手続の管轄権との関係ではチリ国籍を離脱している
- ・ ICSID 手続を回避するために投資受入国は投資家に自らの国籍を強制できない

# 3.2. 投資条約非締約国 (第三国) との重国籍の場合

#### Eudoro Armando Olguin v. Republic of Paraguay (ICSID Case No. ARB/98/5)

付託根拠:ペルー=パラグアイBIT

原告:ペルーと米国の重国籍(米国居住)

管轄権 :○

・ 原告がペルー国籍を有しているか、その国籍が実効的であるか、の二点を判断するのみ

- ・ペルー国籍は実効的
- ・ cf. 重国籍者のいずれの国籍国も、第三国に対して外交的保護を行使可能
- ・ ICSID 手続へのアクセス…国籍国が ICSID 条約と関連 BIT の締約国であれば可

# Hussein Nauman Soufraki v. United Arab Emirates (ICSID Case No. ARB/02/7)

付託根拠: UAE=イタリアBIT

原告:イタリアとカナダの重国籍

管轄権 :×

- ・ 原告は1991年のカナダ国籍取得とカナダ居住によりイタリア国籍を喪失
- 1992 年以降のイタリア国籍の再取得…提出した証明書(イタリア当局発行の 5 つの証明書、 自身のイタリアパスポートの写し、イタリア外務大臣による書簡)の証拠能力否定
- ・ 1993年から1994年の間に1年以上イタリアに居住したか否かについての証拠も不存在

## 4. おわりに

- ・ 原告適格の問題 (誰が当該請求をなせる投資家か)
- ・ 投資受入国の国籍を有する重国籍者を排除する意義 (cf. Tokios Tokelés v. Ukraine (ICSID Case No. ARB/02/18)、ICSID 手続以外の手続が選択された場合)
- 仲裁裁判所は、どこまで踏み込んだ判断が可能か(Soufrakiv, UAEでのイタリア当局の書類)
- ・ 「市民」「永住者」を用いる投資条約と「国民」のみの ICSID 条約

# 参考文献

- 江川英文・山田鐐一・早田芳郎、『国籍法』(法律学全集59-II)、第三版、有斐閣、一九九七年。 中川淳司、『資源国有化紛争の法過程』、国際書院、一九九○年。
- 岩月直樹、「国際投資仲裁における管轄権に対する抗弁とその処理」、RIETI Discussion Paper Series 08-J012、二〇〇八年。
- 伊藤一頼、「投資仲裁の対象となる投資家/投資財産の範囲とその決定要因」、RIETI Discussion Paper Series 08-J-011、二〇〇八年。
- 小寺彰・松本加代、「投資協定の新局面と日本 第1回投資協定と仲裁」、『国際商事法務』、三四巻八号、二〇〇六年、九八二---四八頁。
- 加藤信行、「外交的保護の概念: ILC第一読草案を手掛かりとして」、『廣島法學』、二九巻二号、二 ○○五年、二一-四三頁。
- 中川淳司、「国際投資の保護と日本」、国際法学会編『日本と国際法の一〇〇年 第七巻国際取引』、三 省堂、二〇〇一年、一八九一二一七頁。
- 河野真理子、「投資紛争解決国際センターの制度と活動」、『国際商事法務』、二六巻六号、一九九八年、 六〇一-六二一頁。
- 大沼保昭、「国籍とその機能的把握」、寺沢一・内田久司編、『国際法の基本問題』(別冊法学教室)、有 斐閣、一九八六年、一七三—一七九頁。
- TJ Grierson Weiler ed., Investment Treaty Arbitration and International Law, JurisNet, LLC, 2008.
- Rudolf Dolzer and Christoph Schreuer, Principles of International Investment Law, Oxford University Press, 2008.
- Christoph H. Schreuer, et al., The ICSID Convention: A Commentary, 2<sup>nd</sup> ed., Cambridge University Press, 2009.
- Edwin M. Borchard, *The Diplomatic Protection of Citizens Abroad or The Law of International Claims*, William S. Hein, 2003 (reprint, original: The Banks Law Publishing, 1919).
- Robert D. Sloane, "Breaking the Genuin Link: The Contemporary International Legal Regulation of Nationality",

Harvard International Law Journal, vol.50 no.1, 2009, pp.1-60.

Francisco Orrego Vicuña, "Changing Approaches to the Nationality of Claims in the Context of Diplomatic Protection and International Dispute Settlement", *available at* International Council for Commercial Arbitration Website, 2008.

Timothy G. Nelson, "Passport, S'il Vous Plaît?: Investment Treaty Protection and the Individual Investor's Citizenship", *Suffolk Transnational Law Review*, vol.32 issue 2, 2008, pp.101-123.

Robert Wisner and Nick Gallus, "Nationality Requirements in Investor-State Arbitration", *The Journal of World Investment and Trade*, vol.5 no.1, 2004, pp.927-945.

José Francisco Rezek, "Le Droit International de la Nationalité", *Recueil des Cours*, 1986 III, Tome 198, 1987, pp.341-400.

Ian Brownlie, "The Relations of Nationality in Public International Law", *British Yearbook of International Law*, vol.39 1963, 1965, pp.284-

ICSID Website: <a href="http://icsid.worldbank.org/">http://icsid.worldbank.org/</a>

UNCTAD IIA based arbitrations database: http://www.unctad.org/iia-dbcases/cases.aspx

Investment Instruments Online | IIA Compendium: <a href="http://www.unctadxi.org/templates/DocSearch">http://www.unctadxi.org/templates/DocSearch</a> 780.aspx

Investment Instruments Online | Bilateral Investment Treaties: <a href="http://www.unctadxi.org/templates/DocSearch">http://www.unctadxi.org/templates/DocSearch</a> 779.aspx

Investment Claims: <a href="http://www.investmentclaims.com/">http://www.investmentclaims.com/</a>

Investment Treaty Arbitration: http://ita.law.uvic.ca/alphabetical\_list\_respondant.htm